第６号様式（第19条関係）

事　業　者　排　出　量　削　減　報　告　書

（宛　先）　京都府知事	令和1年7月26日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方３２番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 乙訓環境衛生組合 管理者　前川　光 電話075-957-6686

主たる業種	ごみ処分業				細分類番号	8 8 1 6
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		☐ 第12条第１項第１号 ☐ 第12条第１項第２号又は第３号 ☑ 第12条第１項第４号			
計画期間	平成２９年４月から平成３２年３月まで					
基本方針	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「第３期乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画」の推進を図り、府条例に基づく温室効果ガス排出量の削減計画達成を目指す。					
計画を推進するための体制	上記実行計画に基づき構成されている「乙訓環境衛生組合地球温暖化防止推進委員会」により、本計画と実行計画を併せて推進する。					

温室効果ガスの排出の量		基準年度（26～28）年度	第１年度（29）年度	第２年度（30）年度	第３年度（31）年度	増減率
温室効果ガスの排出の量	事業活動に伴う排出の量	27,535.0 トン	38,196.6 トン	~~40,709.7~~ 42693.3 トン	トン	43.3 パーセント
	評価の対象となる排出の量	31,390.3 トン	37,902.5 トン	~~40,358.0~~ 42941.5 トン	トン	24.7 パーセント
	実績に対する自己評価	一般廃棄物焼却に伴うCO2排出量について、一般廃棄物焼却量全量の増加及び廃プラスチックの組成割合が年平均で約14%上昇したことに伴い、温室効果ガスの排出の量も増加する結果となった。				

原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（28）年度	第１年度（29）年度	第２年度（30）年度	第３年度（31）年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量（年間処理能力）	5.30	6.53	6.48		22.74 パーセント
		事業活動に伴う排出の量（　　　）					パーセント
	実績に対する自己評価		廃プラスチックの処理量により、組合全体の温室効果ガス排出量が大きく左右されることから、引き続きその他プラスチック類の分別排出への啓発活動に力を入れる。				

重点的に実施する取組の実施状況	基準年度（28）年度	第１年度（29）年度	第２年度（30）年度	第３年度（31）年度	備考
	69.0 パーセント	69.0 パーセント	69.0 パーセント	パーセント	

具体的な取組及び措置の内容		
	（２９）年度	燃料使用量や、節電による電力使用量の削減に取り組み、事務部門から排出する温室効果ガスを削減する。
	（３０）年度	燃料使用量や、節電による電力使用量の削減に取り組み、事務部門から排出する温室効果ガスを削減する。
	（３１）年度	

通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置		
	措置の内容	特になし。
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	周辺に公共交通機関が無く、通勤し難い地域に施設が設置されているため。

森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第１年度（29）年度	第２年度（30）年度	第３年度（31）年度	備考
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	196.1 トン	234.5 トン	トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン	
	合計	294.2 トン	351.8 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	年に１回「リサイクルフェア」を開催し、家具・自転車の再生品の販売や、リサイクルへの呼びかけを実施している。また、年間を通じて施設見学の受け入れを行い、地域住民に対して環境意識向上のための啓発活動を実施している。
特記事項	

注１　該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
２　「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
３　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
４　「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
５　「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。